

## 今治市市章取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市章（今治市市章制定（平成17年今治市告示第4号）に規定する市章をいう。以下同じ。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(取扱いの原則)

第2条 市章は、市を表徴するものであるから、次の各号のいずれかに該当する場合に限り使用するものとする。

- (1) 市旗に使用するとき。
- (2) 市有の建築物等又は市若しくは市の機関が作成する物件、印刷物又は電子データ等（以下「物件等」という。）に使用するとき。
- (3) 市議会議員又は市職員等の記章又は名刺その他これらの者を表象する物件等に使用するとき。
- (4) 市又は市の機関が主催又は共催する事業において使用するとき。
- (5) 市を紹介する場合等市を視覚的に示すために使用するとき。
- (6) その他市章を使用することが市の公益に適うと市長が判断するとき。

2 市以外の個人若しくは団体又はこれらの者の活動を表す印として市章を使用してはならない。

(使用申請)

第4条 市章を使用しようとする者(前条第1項第1号から第4号までに掲げる場合を除く。)は、今治市市章使用承認申請書(別記様式第1号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(使用承認)

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、当該申請をした者に審査結果を通知するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、使用の承認に条件を付することができる。

2 市長は、第2条第1項各号のいずれにも該当しないと判断するときは、市章使用を承認しない。

3 第1項の規定による通知は、今治市市章使用（承認・不承認）通知書（別記様式第2号）によるものとする。

(使用承認の取消し)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消し、今治市市章使用承認取消通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(2) 使用の承認に際し付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

2 前項の規定により使用の承認を取り消された使用者は、当該承認に係る物件等の作成及び配布をしてはならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市章の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

今治市市章使用承認申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電話番号

市章を使用したいので、今治市市章取扱要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 使用目的	
2 使用方法	
3 使用期間	
4 備 考	

（注）市章を使用する物件等のサンプル等がある場合はその写真等を添付してください。

別記様式第2号（第5条関係）

今治市市章使用（承認・不承認）通知書

（記号）第 号

年 月 日

様

今治市長

年 月 日付け申請のあった市章の使用については、（下記の条件を付けて承認・下記の理由により不承認）します。

記

1 使用目的

2 （承認条件・不承認の理由）

別記様式第3号（第6条関係）

（記号）第 号  
年 月 日

様

今治市長

今治市市章使用承認取消通知書

年 月 日付け（記号）第 号で承認した市章の使用については、次の理由によりその承認を取り消します。

記

1 取消理由